

特別保証制度の改正について

国の統一保証制度として平成20年10月31日から実施してきた「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」の名称が「緊急保証制度」に改められるとともに据置期間も見直されました。また、この措置に連動し、「資金繰り円滑化借換保証制度」において、「緊急保証制度」を利用する場合の据置期間も改正されましたのでお知らせします。

引き続き「緊急保証制度」をご利用ください。

1 改正した保証制度

- (1) 原材料価格高騰対応等緊急保証制度
- (2) 資金繰り円滑化借換保証制度

2 改正内容

(1) 原材料価格高騰対応等緊急保証制度

① 制度名

従 来 原材料価格高騰対応等緊急保証制度

改正後 緊急保証制度

② 制度目的

従 来 原材料価格の高騰により経営環境が悪化し、必要事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

改正後 国際的な金融不安、経済の収縮による悪影響により、必要な事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業者に対し、その事業資金を供給し、もって中小企業者の事業発展に資することを目的とする。

③ 据置期間

従 来 1年以内

改正後 2年以内

(2) 資金繰り円滑化借換保証

据置期間

従 来 1年以内

改正後 1年以内(緊急保証制度による場合は2年以内)

3 施行日

平成21年4月27日